

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第1号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第12条の2関係）			別表第2（第12条の2関係）		
種類	路線名	区間	種類	路線名	区間
[略]			[略]		
一般国道	[略]		一般国道	[略]	
	45号	陸前高田市気仙町字福伏245番3宮城県境から宮古市上鼻二丁目40番1まで		45号	陸前高田市気仙町字福伏245番3宮城県境から下閉伊郡田野畑村南大芦57番1鶴の巣断崖インターチェンジまで
		[略]			[略]
		大船渡市三陸町越喜来字所通118番1から48番1まで			大船渡市三陸町越喜来字小出59番408から字所通48番1まで
		[略]			[略]
		宮古市田老字駿達58番3から下閉伊郡岩泉町小本字鉦307番1まで			宮古市田老字駿達58番3から下閉伊郡岩泉町小本字鉦307番1まで
		宮古市田老字駿達54番1田老真崎海岸インターチェンジから下閉伊郡田野畑村南大芦57番1鶴の巣断崖インターチェンジまで			
		下閉伊郡田野畑村南大芦47番4から下閉伊郡普代村第13地割字普代87番2まで			下閉伊郡田野畑村南大芦47番4から下閉伊郡普代村第13地割字普代87番2まで
		下閉伊郡田野畑村菅窪6番13から尾肝要88番1まで			下閉伊郡田野畑村菅窪6番13から下閉伊郡普代村第16地割字天拝坂43番1まで
		下閉伊郡普代村第12地割字中村10番2から第16地割字天拝坂43番1まで			
		下閉伊郡普代村第16地割字天拝坂18番4から久慈市長内町第18地割12番1まで			下閉伊郡普代村第16地割字天拝坂18番4から九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端1番1青森県境まで
	久慈市長内町第17地割130番29から九戸郡洋野町種市第42地割田の端1番1まで				

		久慈市新井田第5地割52番2久慈インターチェンジから侍浜町桑畑第3地割5番108侍浜インターチェンジまで
	[略]	
	106号	[略] 宮古市松山第7地割86番地先宮古中央インターチェンジから根市第7地割86番3地先宮古根市インターチェンジまで 宮古市古田第1地割95番4地先から川井第4地割15番1地先まで 盛岡市川目第5地割122番74地先から手代森6地割10番12地先まで
	[略]	
県道	盛岡横手線	[略]
	水沢米里線	[略]
	[略]	
	花巻平泉線	花巻市二枚橋第3地割116番1地先から台第5地割17番6地先まで [略]
	[略]	
	北上金ヶ崎インター線	[略]
	氏子橋夕顔瀬線	[略]
	[略]	
市道	[略]	
	門前2号線	[略]

		久慈市新井田第5地割52番2久慈インターチェンジから九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端56番5青森県境まで
	[略]	
	106号	[略] 宮古市藤原三丁目62番3地先宮古港インターチェンジから根市第7地割86番3地先宮古根市インターチェンジまで 宮古市古田第1地割95番4地先から川井第4地割15番1地先まで 宮古市区界第1地割57番134地先から盛岡市築川第6地割15番2地先まで 盛岡市川目第5地割122番74地先川目インターチェンジから手代森6地割10番12地先手代森インターチェンジまで
	[略]	
県道	盛岡横手線	[略]
	二戸五日市線	二戸郡一戸町鳥越字駒木平51番3地先から二戸市浄法寺町岡本前田9番1地先まで
	水沢米里線	[略]
	[略]	
	花巻平泉線	花巻市二枚橋第6地割262番1地先から台第5地割17番6地先まで [略]
	[略]	
	北上金ヶ崎インター線	[略]
	有芸田老線	宮古市田老字小林121番6地先から100番2地先まで
	氏子橋夕顔瀬線	[略]
	[略]	
市道	[略]	
	門前2号線	[略]
	第1023056	北上市相去町大松沢1番34地先から

			号線	<u>1番23地先まで</u>
			第1023055号線	<u>北上市相去町大松沢1番103地先から1番23地先まで</u>
			千徳大橋線	<u>宮古市上鼻二丁目40番1地先から松山第6地割25番3地先まで</u>
町道	[略]		町道	[略]
	長岡徳田線	[略]	長岡徳田線	[略]
			森山2号線	<u>胆沢郡金ヶ崎町西根森山4番3地先から4番19地先まで</u>
			森山3号線	<u>胆沢郡金ヶ崎町西根森山7番1地先から7番1地先まで</u>
			流通センター南二丁目3号線	<u>紫波郡矢巾町流通センター南二丁目5番2地先から4番6地先まで</u>
			吹切線	<u>九戸郡洋野町種市第4地割字続石89番30地先から第5地割字東宿戸9番3地先まで</u>
	[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。